

論説

十九世紀初頭マイソール地域の社会組織・社会集団

——カースト組織を中心に——

水 島 司

目 次

はじめに

一 個人と社会組織・社会集団との関係

二 社会組織・社会集団相互の関係

おわりに

は じ め に

一八七一年から一〇年毎に実施された国勢調査（センサス）の過程で、南インド各地に多数のカースト協会が生 1

十九世紀初頭マイソール地域の社会組織・社会集団 水島

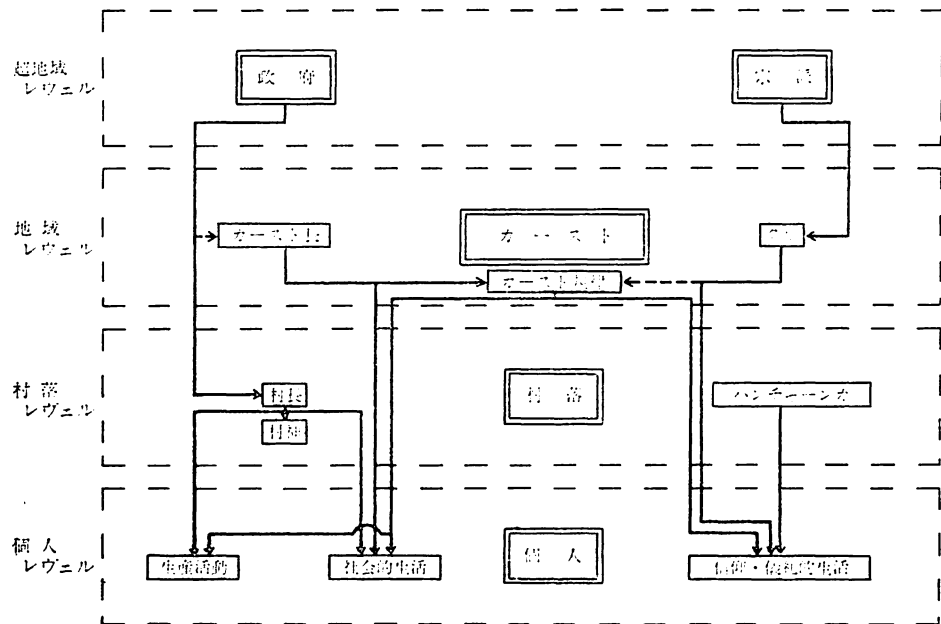
まれ⁽¹⁾、今日に至るまで重要な役割を果たし続けている。これらのカースト協会の多くは、十九世紀末から二十世紀前半にかけて設立された新しい組織であるが、それ以前の時期についても、各カーストはそれぞれ独自の組織をもっていた。本稿では、十九世紀初頭のマイソール地域について、カースト組織をはじめとする社会組織・社会集団が個人の諸活動とどのような関係をもっていたのか、そしてそれらの社会組織・社会集団は、相互にどのような関係にあったのかという問題を考察する。主に利用した史料は、イギリス人ブキャナンによる著名な調査旅行記⁽²⁾ Buchanan, A Journey from Madras..., 3 Vols., London, 1807) である⁽²⁾。彼がマイソール地域を中心に各地を旅行したのは、四次にわたるマイソール戦争が終わり、マイソールが藩王国化された直後の一八〇〇年から一八〇一年にかけてであり、そのためその報告には、同時代の社会状況についての様々な情報が含まれている⁽³⁾。

一 個人と社会組織・社会集団との関係

現在のインドには、政党をはじめとする様々な組織が存在するが、ブキャナン報告をみる限り、十九世紀初頭の時期における基本的な社会組織・社会集団として、政府、宗派、カースト、村落の四つを設定することができる。政府とは、藩王国政府以前のハイダルリアリー、ティプーリスルターン政権、宗派とは、バラモンのシュリーヴァイシナヴァとスマールタ、非バラモンのリンガーヤト、アウトリカーストのサターナナ等の、複数カーストに対して信者をもつ宗教セクトである。また、後に詳しく述べるように、カーストは、世俗的権限をもつ長と宗教的権限をもつグル、および、各カーストに固有のカースト規律とを組織の核とし、一定の地域的広がりの中に存在するカ

図 1 個人と社会組織・社会集団の関係を示すモデル

十九世紀初頭マイソール地域の社会組織・社会集団



ースト集団を意味し、村落は、村長とパンチャーナガ(村住みのバラモン僧)を有し、生産の場としての村落に集まる集団を意味する。はじめに、これらの社会組織・社会集団が、個人の諸活動にどのような関わり方をしているのかという点について検討したい(以下の行論にあたっては、図1参照)。

個人は、現実の生活において様々な活動を行なう。ここでは、それを「社会的生活」「信仰および儀礼的生活」「生産活動」に分類する。「社会的生活」は、婚姻、飲食規制などカースト規律によって規制を受ける部分と、自己カーストの構成員や他カーストの構成員との関係部分より成る。「信仰および儀礼的生活」は、個人の信仰そのもの、および各種の儀式、通過儀礼、聖紐をはじめとする宗教的意味のあるものの授受等を意味する。「生産活動」は、職種、生産手段の所有、生産物の分配、および生産行為そのものを意味する。なお、これらの分類は、個人がそれを意識し

水島

ているかどうかとは無関係である。また、「儀礼的生活」も「生産活動」も「社会的」な意味をもつわけだが、ここでは以上の具体的な事項をもとに分類することにした。

個人の諸活動をこのように分類した場合、それぞれがどのような形で先の四つの社会組織・社会集団と関係づけられているのかを順にみていく。まず「社会的生活」は、その多くが、個人の属するカーストに固有のカースト規律によって規制されていたと考えられる。即ち、肉や酒の飲食、他カーストの成員との会食や通婚、寡婦の再婚や初潮後の婚姻、葬儀方式などの可否は、カースト規律によって規制されていた。しかし、この場合重要なのは、この規制が単に慣習としてあったのではなく、それを遵守させるための直接の執行権力が各カーストごとに存在したという点である。

この点を検討する前に、ブキャナン報告の中で、カーストがどのように扱われていたかをみておくと、彼は、マイソール地域を中心に七〇近いカーストについて、それぞれの呼称、言語、職種、信仰、儀礼、組織構造、政府との関係等々について記録した。⁽⁴⁾ 彼は、カーストを明確に定義していないが、いちおう各カーストを Caste-Tribe-Family という図式でとらえていたようだ。即ち、Caste は内婚集団として幾つかの Tribe から構成され、各 Tribe は外婚集団としての幾つかの Family から構成されるという考え方である。しかしながら、個々のカーストに関する記述に際しては、彼は必ずしもこの図式通りの分類をしていない。また、實際上この図式を全てのカーストにあてはめることは無理でもある。個々のカーストの枠組みは、単に婚姻規制や民族的紐帯のみでなく、言語、職種、出身地、宗派等の多くの要素が組み合わさって成立し、しかもその枠組みは、地域的にも時代的にも流動的である

からである。ここでは、さしあたりブキャナンによって特定の名称のもとに記述されているそれぞれをひとつのカーストとみなす。そうすると、報告の中で扱われているカースト数は、地域的な重複を含めて六九になる（バラモンを除く）。さて、この六九カーストについての記述は、ほとんどのカーストがカースト規律違反者の処分をはじめとする世俗的な権限をもつ長を有していたことを示している。表1は六九カーストについてのカーストの長の存在状況を示したのだが、記述のある五七カーストのうち、二カーストを除いて、世襲的な長（Hereditary Chief 以後HCと略記）、長老会議、HCと同様な役割を果たす請負人など、何らかの形でカーストの指導的役割を果たす長をもっている。ブキャナンは、HCをもたないカーストには特に注意をはらっていることからみて、記述の無い十二カーストについても、おそらく長としての役割を果たす者が存在していたものと思われる⁽⁵⁾。

表1 カースト長の存在状況

A カースト長をもつカースト数	55
・世襲的長をもつ	43
・世襲的長はいないが、カースト内に長老会議のような指導機関をもつ	8
・世襲的長はおらず、政府によって任命された請負人がそれと同じ役割を果たす	4
B カースト長をもたないカースト数	2
C カースト長に関する記述のないカースト数	12

次にその権限については、ブキャナンは一般的な権限のあり方として、

HCの権限はセクトや場所によって異なるが、通常はカースト規律に対する全ゆる違反を処罰する権限を委託されている。その権限は独断的なものではなく、常に彼のTribe内の最も尊敬される人々から成る長老会議に

よって補佐されている。長老会議の補佐を受けて、彼は「*Union*」内の紛争や訴えを処理する。処分の権限は、科料やムチ打ち、とりわけカースト追放である⁽⁶⁾。

と述べているが、具体的な権限については明らかでない。個々のカーストにおけるカーストの長の権限に関しても抽象的な表現が多いが、それらを事例ごとに分類・集計すると、ある程度まで彼らの権限のあり方を明らかにする。表2はそれを示したものだ⁽⁷⁾が、この表によって、いずれの場合においても、カーストの長がほぼ独占的に実際の権限を握っていたことがみてとれる。即ち、HCのいるカーストではほとんどのカーストでHCが、HCのいないカーストにおいては長老会議や請負人が、それぞれ実際の権限をもっている。それ以外のグルや政府が、単独で直接的に問題进行处理している例は極めて少ない。ちなみに、単なる助言を含め、いかなる形であれグルが関与するカースト数は六⁽⁷⁾、政府が関与するカーストは十二のみである。つまり、大部分のカーストがそれぞれ長をもち、それがカースト規律の違反者の処分、裁判、カースト追放などの形で、カースト規律を遵守させるための直接の執行権限を保持していたと言うことができるだろう。

表2 カースト長の権限

A…HCをもつカーストの場合
B…HCをもたないカーストの場合
C…カースト長に関する記述のないカーストの場合
①誰れがカースト規律の違反者を処罰するか。
A・HC
B・カースト内の指導機関（長老会議・家長会議等）
・請負人

- ・グル
- ・カースト内の指導機関とグル
- ②誰れが裁判権をもつか。
- A・H C
- B・請負人
- ③誰れが交際禁止・カースト追放の権限をもつか。
- A・H C
- ・H Cとグル
- ・グル
- B・カースト内の指導機関
- C・カースト内の指導機関とグル
- (a)二カーストとも、カースト追放のような重要な場合にのみ、グルがカースト内の指導機関の同意を得る。
- (b)異カーストと性的関係をもった場合に、ウッデアル (Wodearu) と呼ばれる宗教者 (グルかどうかは断定できない) が招かれ、その前で処分される。
- (c)グルが、カースト内の指導機関の同意を得て処分する。

表3 紛争の調停者

A・H C	(a) 18
・H Cと政府	3
B・カーストの指導機関	5
・カースト内の指導機関と請負人	(b) 2
・政府	1
・村長	1
・請負人	1

- (a)三カースト中二カーストは、政府の役人に訴え出る方がより一般的である。他のカーストは、H Cの裁定に服さない者を政府が処罰する。
- (b)二カーストとも、カースト内の指導機関の助言を得て、請負人が紛争を処理する。

次に、カースト規律の範囲外の問題である自己カーストの構成員と他カーストの構成員との関係、たとえば紛争の処理については、このカーストの長と村長の両者が関与していたようである。前者に関しては表3に示す通りである。村長については、報告中に次のような記述がみられる。

村長 (Ganda) の地位は本来は世襲であったが、今はアーミルダール (ティプー政権以来の上級徴税官―引
用者) によって任命されている。村長は、カーストの HC と同じように、あらゆる紛争を調停する。その長老
会議 (Council of Elders) は、四人の長老によって構成されている。もし村の中で犯罪が発生した場合は、村長
と長老会議がその件をアーミルダールに伝える。⁽⁸⁾

各村には、一人の世襲的な村長がいる。(略) 村の徴税を請負った者がこの世襲的村長でなかった場合は、
世襲的村長の世俗的権限 (Civil Authority) は消滅するのだが、しかし彼を招かないことには、長老会議の召集
も紛争の調停も行ないえない。⁽⁹⁾

この引用にあるように、個人の生活の場であるところの村落の長は、HC と同様に紛争を処理している。ただ、
カースト関係の記述の中で村長が紛争を処理していると記述されているカーストは一つにすぎず (しかも、このカ
ーストは村長職を多く出しているカーストである)⁽¹⁰⁾、おそらく、紛争の性質によっていずれが関与するかが決まっ
たのではないかと推測される。⁽¹¹⁾

個人の「信仰および儀礼的生活」と外部との関係については、表4が参考になる。この表は、各種の宗教的儀式、
通過儀礼、宗教的意味のあるものの授与が誰れによってとり行なわれるかを示したものである。表中のグルは、表

表4 「信仰および儀礼的生活」と外部との関係

① 宗教的意味のあるものの授与は誰れが行なうか。

ウパデーシャ	グル	20	パンチャーンガ
チャクランティカ		15	
聖水		21	
リング		4	
マーク		6	
聖紐		3	
聖灰		4	
聖餐		8	
② 各種の儀式を誰れが行なうか。			
誕生		6 + 7	18 + 4
結婚		6 + 12	36 + 3
葬式		6 + 6	11 + 4
法事		1 + 5	21 + 5
家の新築		1 + 2	10 + 3
新月・満月		0 + 1	6 + 1
(註)	グルの項の+()は、グルが布施や手当を受けとるためだけの目的で出席し、実際の儀式の進行には関与しない場合のカースト数。パンチャーンガの項の+()は、儀式をとりしきるとの記述は特にないものの、パンチャーンガがブローヒタ(Family Priest)であると記述されているカースト数。この場合は、パンチャーンガが儀式をとり行なっている可能性が大きい。		

表5 グルの存在状況

グルをもつカースト数	58
グルをもたないカースト数	7
グルに関する記述のないカースト数	12

十九世紀初頭マイソール地域の社会組織・社会集団 水島

5に示すように大部分のカーストがそれをもっている。彼らは、表4で明らかのように、各カーストにおいて、ウパデーシャ（秘文）やチャクランティカ（浄罪のための焼印）、聖水など、宗教的意味のあるものの授与を独占的に行ない、また一部のカーストでは、誕生や結婚などの各種儀式をとり行なって、その宗教的權威を保持している。したがって、カーストの世俗的權威者であるカーストの長と共に、宗教的權威者として、カーストの結合のための核となっていたと言ってもよいだろう。なお、後述するように、グルの多くは特定の宗派から派遣されており、その意味では、個人の「信仰および儀礼的生活」は宗派にまでつながっていたと言いうことができる。

表4で注目されるのは、パンチャーンガと呼ばれる村住みのバラモンが、多くのカーストにおいて各種の儀式をとり行なっていることである。パンチャーンガは農事曆に通じ、一般には占星術師と訳される。この表にみられるように、彼らは村落に住む各カーストの成員が各種の儀式を行なう際には不可欠の存在であった。彼らは宗派やグルとはつながりをもたず、他のバラモンからは一段低い存在としてみられていたらしい。その活動の領域も、村落を超えることはなかった。⁽¹²⁾ いわば、社会組織・社会集団としての村落における宗教的權威者と言えよう。

以上のように、「信仰および儀礼的生活」は、カーストと村落それぞれの宗教的權威者であるグルとパンチャーンガの両者、およびグルを通じての宗派の三つによって支えられていたと思われる。

個人の「生産活動」のうち、まず職種については、カースト規律によって規制されてはいるものの、一カースト一職種という例は必ずしも多くない。生産手段の所有、生産行為、およびその成果の分配のあり方を規定するのは、土地所有の問題も含めて、基本的にはカースト相互の支配被支配関係、およびそれを基礎として成立しているところ

ろの政治権力のあり方と考えられる。この点については、別稿で詳しく論ずるつもりであり、本稿では次章で筆者の見通しを簡単に述べるに留めておきたい。なお生産物の分配について村長は徴税という形で関与するが、それは政府の徴税機構の末端を担うという役割を果たしていることを意味しているにすぎない。

以上、個人の諸活動が外部の社会組織・社会集団とどのように関係づけられているかについてみてきた。次章では、これらの社会組織・社会集団の相互の関係を、カーストを中心に検討することにした。

二 社会組織・社会集団相互の関係

個人と政府、宗派、カースト、村落の四つの社会組織・社会集団とは、地理的な広がりという点から、次の四つのレベルでとらえることができる。即ち、個人Ⅱ個人レベル、村落Ⅱ村落レベル、カーストⅡ地域レベル、政府・宗派Ⅱ超地域レベルである。カーストについての分析に入る前に、まず村落についてみておきたい。そこでは村長とパンチャーンガが、前章でみたように、それぞれ個人の「生産活動」「社会的生活」と「信仰および儀礼的生活」に関与していた。この場合、村長は行政機構の末端を担うものとして、徴税という形で「生産活動」に関与し、あるいは紛争の調停という形で「社会的生活」に関与したのであるが、それよりも、次のブキャナンの記述にみられるように、村の神への司祭としての役割を果たすことによって村をまとめあげるといふ重要な機能をもっていた。

この地方では、どこにおいても、新しい村が設立される際には、村の世襲的村長となるべき人物が村の内部

か近辺に大きな石を置くというのが習慣になっている。この石は *Curuvu Devanu* 即ち小牛の石と呼ばれ、村の神を表わすものと考えられている。世襲的村長は、常に司祭としての役割を果たし、毎年の村祭りではこの石を油でみがき、いけにえを捧げる。そしてそのいけにえで、彼の親戚や土地の主だった人々を饗応する。⁽¹³⁾

近隣の有力農民が語るには、政府（この場合は東インド会社—引用者）が、（新たに請負人的な村長を任命して—引用者）真の世襲的な村長の権限にどのように干渉しようと、世襲的な村長は常に長としての地位を保ち続けるだろう。なぜなら、彼のみが村神である *Badra Kali* 女神——この村には、この女神を祭った寺がある——に対していけにえを捧げることができからである。⁽¹⁴⁾

これと同様な記述は他にも見られ、⁽¹⁵⁾ 複数のカーストの構成員が集まって生産を営んでいる村落という場で、村長が村の神をひとつの結合の核として村落をまとめようとしていたことがみてとれる。これはまた、村落レベルの存在であるパンチャーンガが、複数のカーストの構成員に対して各種の儀式をとり行なうことによって補強されることになる。いわば、地縁的結合のひとつのあり方を示すものと言えるだろう。

次にカーストについてであるが、先に、個々のカーストは、世俗的な権限をもつカーストの長と宗教的権限をもつグルとを結合の核とした組織であるとした点について、今少し述べておきたい。

カースト名称には、二通りの意味がある。第一は、その名称を、その名称の対象とされる者も、その名称の使用も、あるひとつの社会的なまとまりを指すものと認識し、両者の認識にズレがない場合である。第二は、両者の認識が全くかけ離れている場合である。名称は、本来的に分類結果を示す表現手段であり、したがって名称の意味

する対象を理解する際に、その分類を誰が行なったかが決定的に重要になる⁽¹⁶⁾。しかも、その分類に際して、分類の対象とされるものがその分類を意識していない場合もありうる⁽¹⁷⁾。その場合には、カースト名称は自己のコミュニティのアイデンティティを確認するための要素とはなりえない。したがって、たとえばキャナンが特定の名称のもとに記録した集団ではあっても、それらが必ずしもひとつのまとまりをもったカーストと呼ぶにふさわしくない可能性もある。先に述べたカーストの定義の困難さは、こうした点にも由来している。筆者は、しかしながらカーストを組織として、即ち、固有のカースト規律をもち、世俗的権限をもつ長と宗教的権限をもつグルとを核とし、一定の地域的広がりをもった組織ととらえることによってはじめてカーストの運動性、カーストの枠組みの流動性、さらにはインドにおける個人の組織化の問題を明らかにしうるのではないかと考えている。たとえば、他カーストの者を自己カーストの一員に加えるための儀式の存在や、処罰の中で最も重いとされるカースト追放の意味は、カーストを明確な外縁をもった組織体として考えることによって初めて理解しうるものである。

このようにカーストを定義した場合に、次の問題となるのは、各カーストが具体的にどのような組織をもち、それがどのような地理的広がりをもつかという点である。それについて、20世紀初めにマイソール藩王国で行なわれたカースト調査報告⁽¹⁸⁾から幾つかのカースト例をあげてみよう。

①カードウ=ハッラ (Kadu Golla)

各ハムレット (hatti) には、ヤジャマーン (Yajaman) と呼ばれる長がおり、彼は世俗的な紛争の調停をはじめ、寺院での礼拝、神の託宣等、シャーマン的な行為もする。重要な問題の場合は、幾つかのハムレットのヤジャマー

ン達が集まって会議がもたれる。この会議は Каттамヌ (Kattamani) として知られている場所で開かれる。それは、⁽¹⁹⁾
Kari-Obenhalli, Rannenahalli, Kalyandrug, Hagalwadi, Magadi である。

②グディカラ (Gudikara)

このカーストは シーメ (Sime) と呼ばれる五つの区域 (Chandavara, Swade, Biliyi—以上、北カーナラ、Nagara, Soraba—以上、マインソール) に分れる。各シーメはガウダ (Gauda) とかブディヴァンタ (Buddhivanta) と呼ばれる長をもっており、紛争は、ガウダがとりしきるシーメの会議で調停される。⁽²⁰⁾

③ハリカル (Hallikar)

カースト会議は、ヤジャマーンとガウダとがとりしきる。ヤジャマーンの管轄地域は Каттамヌ と呼ばれ、Basavanahalli, Chinnakote, Devihalli, Doddari, Gollahalli, Gorachenhalli, Kadaba, Kadur, Kilkeri, Kodihalli, Melur である。幾つかのカッテマヌが、次により大きな管轄区域である ガーディ (Gadi) に含まれる。藩王国内には、Bangalore, Brahma-samudra, Channagiri, Chikmagalur, Maddagiri, Mysore, Nagar, Tarikere, Tumkur の九つの ガーディ がある。⁽²¹⁾

④イラリガ (Iraliga, Iruliga)

幾つかのセトルメントが集まってカッテマヌを構成し、ヤジャマーンもしくはガウダがそれを統括する。このカッテマヌは、Magadi, Huliyur, Closepet にみられる。⁽²²⁾

⑤モラス・オッカル (Morasu Okkalu)

カースト全体がカッテマヌとして知られる別個のグループに分けられ、各カッテマヌはヤジャマーンとかガウ

ダと呼ばれる長によって統括されている。次に、幾つかのカッテマヌが集まってナードウ (Nadu) が構成され、それをデサーイーガウダもしくはブーシーイーガウダ (Desayi Gauda, Bhūmi Gauda) と呼ばれるものが統括している。デサーイーガウダは、テルグーとカンナダの各セクトに一人ずつおり、カンナダ・セクトのそれは、Muduvade に本拠がある。⁽²³⁾

ブキャナン報告からは、残念ながらカースト組織の地理的な広がりに関する具体的な記述を見出すことができない。当時のカースト組織のあり方を示唆するものを幾つかあげておくと、次のようである。

① コーマティ (Conati)

南インド各地の町や県にペッダチェッティ (Pedda Chitty) をもち、それぞれが互いに独立した権限を行使している。大きな町の場合には、彼が地区委員を任命し、あまり重要でない問題を扱わせる。⁽²⁴⁾

② ベリ、ナーガラットラ (Bheri, Nagaratra)

シヴァのリング派と非リング派、ヴィシュヌ派の三派から構成され、それぞれ長をもっている。世俗的な問題については、その地で数の多い派の長が単独の権限を行使する。⁽²⁵⁾

③ ノナヴォッカリガ (Nona Woculiga)

HC はホナパীগウダ (Honapa Gauda) と呼ばれ、Hosso-hully に住んで各地にエージェントを派遣している。⁽²⁶⁾

④ パンチャーラ (Panchāla)

このカーストのものは、五種の職のどれにでもつくことができる。各職種ごとに長がいるが、それらは、全体を

統率する一人のHCの下にある。⁽²⁷⁾

⑤パンチャムリバニギゲ (Pancham Banjiga)

複数のTideから構成されているが、いずれのTideに対しても、パンチャムリバニギゲのHCであるペッダリチエッティが管轄権をもつ。⁽²⁸⁾

以上幾つかのカーストの例に示されているように、各カーストは地域的なまとまりごとに長⁽²⁹⁾をもち、それぞれが独立した権限を行使していたと考えられる。

カーストは、このように地域レベルの組織と言えるのだが、グルにより、さらに広い地域とのつながりをもちうる。先に述べたように、大部分のカーストはそれぞれグルをもち、その意味では、グルはカーストの長と同じく、

表6 グルの内訳

①バラモンをグルとするカースト	36
・ シュリーヴァイシュナヴァ	27
・ スマールタ	9
②非バラモンをグルとするカースト	35
・ 自己カースト内の宗教者	7
・ 他カーストの宗教者	(a) 14
・ 所属不明	14
(a)このうち、リンガーヤトの指導的カーストであるパンチャムリバニギゲの宗教者をグルとするカーストは五ないし六、サターナナの宗教者をグルとするカーストは六ないし七。	

表(註) カースト内に複数のグルがいる場合には、それぞれ別個に集計した。

地域レヴェルの存在であるカースト組織の核となる存在であったと言ってもよいだろう。しかしながら、多くのカーストはグルを特定の宗派や教団から得ているために、グルを通じてより広い地理的領域とつながりをもつことになる⁽³⁰⁾。表6はグルの宗派を示しているが、表にみられるように、多くのカーストは、シュリーヴァイシュナヴァやスマールタをはじめとする特定の宗派からグルを得ている。それらのグルの多くは、教団本部とか僧院とでも呼ぶべきマツトから各地に派遣されるという形をとっていた。自己カーストの宗教者がグルとなっている場合も同様である。その幾つかの例を挙げると、以下の通りである。

①パンチャムニバンギダ (Pancham Banjiga)

Baly-hully, Hujiny, Sri-shella, Canelly の四カ所に、互いに独立した権威をもつ最高僧のいるマツトがある。それぞれの下には、多数の半独立の下級マツトがあるが、それらは元来は本部の代理人として遠方へ派遣された者が設立したものである。これらの下級マツトは、現在は事実上独立し、自ら後継者を養成している⁽³¹⁾。

②ゴリーニムガ (Bily-Mugga, Curivina Banjiga)

Bala-hully, Hujiny, Paravutta, Verupacshy, Nidamavudy の五カ所にマツトがある⁽³²⁾。

③パンチャラ (Panchala)

Tinevelly, Anderu, Tungba-bhadra 北および他の一カ所にマツトがある⁽³³⁾。

④カーナラニヤイナガ (Canara Shaynaga)

Changamau, Narasingha-pura, Kunji, Chinamangala, Trinomalyその他の土地にマツトがあり、それぞれ独立してい

る。⁽³⁴⁾

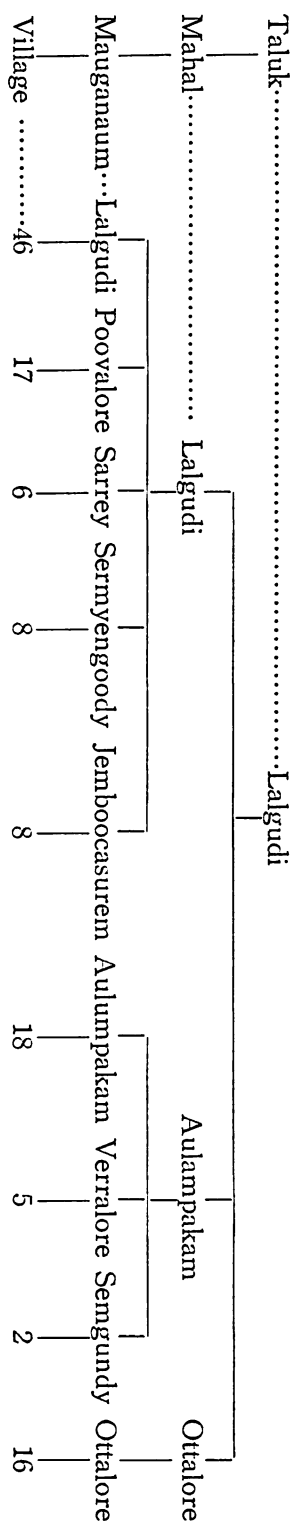
マットの所在地としては、単にマイソール地域内のみでなく、遠くカーンチープラムやティンネヴェリなどの地名もみられる。⁽³⁵⁾したがって、それぞれのカースト組織は、グルを通じて地域レベルを超えたより広い地理的広がりへのつながりの契機をもっていたといつてよいだろう。ついでながら、マットを中心とする宗教組織は、このようにひとつのカーストに超地域的なつながりをもたせていただけでなく、あるカーストの宗教者が他の複数のカーストに対してグルを出すことによって宗教的なつながりを与え、それが複数カーストによるグループ結成をひきおこし、さらに進んで単一のカーストへと結合させる場合さえある。たとえば、本来は複数のカーストにまたがる宗派であったリンガーヤトは、この宗派に属する複数のカーストを統合させ、現在ではそれら全体がひとつのカーストとみなされている。ブキャナン報告の時点では、リンガーヤト派の指導的カーストであったパンチャムニバニゲの宗教者から、五〜六カースト（可能性の高いものを含めると十三カースト）に対してグルが出ており、おそらく、これら複数のカーストが十九世紀から二十世紀初めにかけてひとつのカーストにまとまっていったものと考えられる。

カーストを一定の地域的広がりをもつ組織ととらえた場合に、村落との関係はどのように考えることができるのだろうか。この問題は、「村落連合」や「村落複合」論、「在地領主」論、さらにはミールースダールをめぐる議論

とも関連する重要な問題である。⁽³⁶⁾これに関しては別稿を準備しており、⁽³⁷⁾ここでは十分な議論をすることはできないが、ごく簡単に筆者の見通しを述べておきたい。対象とする地域はタミルナードウの南アルコットからティルチラパッリにかけて、対象時期は十八世紀半ばから十九世紀初頭にかけてである。

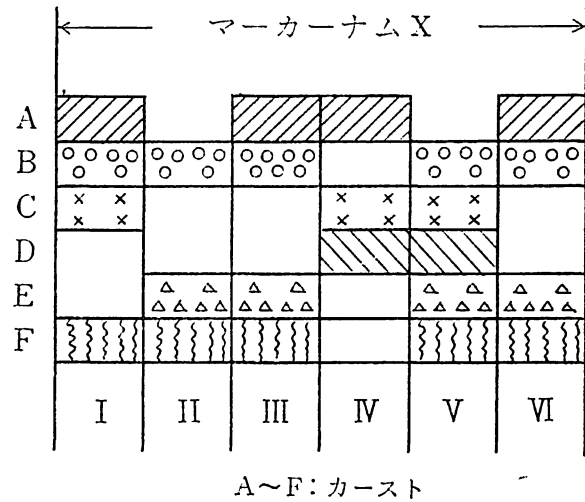
この地域に関して、当時の行政機構およびカーストと村落の関係を図で示すと、おそらく図2、図3のようであったろうと思われる。行政機構は、タルク、マハール、マーカーナム、村落という形になっており、ラーलगデイ・タルクの例では、三マハール、九マーカーナム、一二六村からなっていた。カースト組織と村落という関係では、マーカーナムが重要である。⁽³⁸⁾それを図3でみていくと、マーカーナムXは村落ⅠⅡの六村からなり、そこには、カーストAⅠEが存在する。たとえば村落ⅠはABCⅡFの四カーストからなり、村落ⅡはBEⅢFの三カーストからなる。この場合、上にあるカーストほど有力なカーストである。このうち、Xにおいて最も有力なカースト

図2 行政機構とその例



(Source) Madras, Board of Revenue, Proceedings, Vol. 341, Wallace's Janabandi Report for Fasil 1212 (1802-03) pp. 2865-2908 より作成。

図3 カーストと村落との関係を示すモデル



であるA（具体的にはレッディ）は、Xを単位としたカースト組織をもち、このカーストAの長がX全体の長となる。彼はナーッタルと呼ばれ、Xからの徴税を担当する。カーストB～Fもそれぞれカースト組織をもつが、それらの地域的広がりがXと一致するかどうかについては史料をもち合わせていない。チングルプットに関するシヴァクマール(S.S. Sivakumar)の研究によれば、それらは一致すると考えられているようであるが、今少し実証的な検証が必要と思われる。

となるが、そうでないII Vでは、カーストBの成員が村長となる。その場合も、全体としてはカーストAの支配下にあることに変わりはなく、それはおそらく村の生産物への一定の取分として現われていたものと思われる。結論的に言うならば、マーカーナムという地域内におけるカースト相互の支配被支配関係を基本として、各村落での支配関係が決まってくる。即ち、地域全体におけるカーストの相互関係を規定したということである。⁽⁴⁰⁾ 但し、以上はあくまでモデル化した形態であり、実際にはこうしたカースト相互の支配関係のみを基礎とした支配関係はかなりの崩れをみせていたことを付け加えておかねばならない。⁽⁴¹⁾ これは、この時期の政治状況

の中で極めて重要な役割を果たした在地領主の出自の問題とも関連する問題であり、別稿を期したい。⁽⁴²⁾

ブキャナン報告には、こうしたカーストと村落との関係に関する記述は、残念ながらほとんどない。しかし、報告中の「村落」職人の次のような編成のされ方をみることによって、ある程度の示唆を受けることができる。即ち、各村には洗濯人や壺造り、大工、鍛冶屋をはじめとする各種の「村落」職人がいるが、このうち壺造りや洗濯人からの徴税は、村長ではなくそれぞれのカーストの長を通じて行なわれていた。また、大工、鍛冶屋、石工、金細工師、銅細工師の五種の職人は、全てパンチャラというカーストに属するが、このカーストは、後述する右手対左手という村落の枠を超えた二大カースト・グループの対立の中で、一方の旗頭であった。つまり、彼らは「村落」職人とはいえ、いずれも村落の枠を超えたより広い地域的な広がりの中へ編成されていたと言えるだろう。

最後に、カーストと政府との関係について検討したい。まずカーストの長と政府との関係をみてみると、政府がカーストの長を通じてそのカースト構成員から徴税を行なっているが六カーストみられる。また、政府が長に対して免税特権を与えているカーストは四カーストある。それらは以下の通りである。

A 長を通じて徴税しているカースト

①クンバル (Cumbharu) 壺造り

ゴトゥガル (Gotugaru) と呼ばれるHCがカスバ(県都)に住み、各村の壺造りから政府へ支払う税を徴収する。⁽⁴³⁾

②アサガ (Asaga) 洗濯人

カスバに住む洗濯人の長(HCではない)が、各村の洗濯人から政府へ支払う税を徴収する。⁽⁴⁴⁾

③ テリガリライア (Teliga Whalliah) アウトカースト

アーミルダールによって家屋税の徴収のために任命されたゴトゥガルと呼ばれる長(HCではない)が税を徴収する。⁽⁴⁵⁾

④ パンチャムリクンバル (Pancham Cumbharu) 壺造り

イジャマーンと呼ばれるHCが、政府に対して粘土の使用税を毎年支払い、その税額を彼の管轄下にある各戸に割り当てる。⁽⁴⁶⁾

⑤ カードウゴッラ (Cadu Goala) 牧畜

都市に住むベニシヤヴァディ (Beny Chavadi) と呼ばれる請負人が、村々に住むゴッラから牧草地の利用税を徴収し、政府に支払う。⁽⁴⁷⁾

⑥ トリアまたはベスタ (Torea, Besta) 庭地耕作、漁業他

政府が請負人を任命し、請負人は政府に毎年一定額を支払う。請負人は、カースト規律の違反者に罰金を科し、それを収入とする。⁽⁴⁸⁾

B 長が免税特権を与えられているカースト

① パンチャムリバニギゲ 商人

HCのペッダリチェッティが、家屋税の全てと商品への関税の半額を免除されている。⁽⁴⁹⁾

② コーマティ 商人

H C のペッダリチェッティが、あらゆる税を免除されている。⁽⁵⁰⁾

③ ルッディ (レッディ?) あるいはヴォッカリガ (Ruddi, Woculiga) 農耕、軍事

H C であるイジャマーンが免税特権をもつ。⁽⁵¹⁾

④ クンバル (A の①と同じ)

各村の壺造りから政府へ支払う税を徴収するという条件で、全ての税を免除されている。⁽⁵²⁾

これらのカーストに共通する特徴は、いずれも地税徴収体系の中に組み込むことのできないカーストであり、あるいは移動性の高いカーストであるという点である。こうしたカーストの構成員を、政府はカースト組織を通じて、直接的にはカーストの長を通じて自己の支配体制の中に組み込んでいたわけである。⁽⁵³⁾ この点に関連して興味深いのは、政府が、カースト内に長というべき存在をもたない六カーストのうち、五カーストに対して長と同じ役割を果たす請負人を任命し、カースト成員から徴税させていた点である。⁽⁵⁴⁾ この五カースト以外にも、六カーストにおいて本来請負人を意味するゴトゥガルという語が H C の名称として使われており、それらのカーストが過去のある時点で上から組織され、その後その請負人の地位が世襲化されたであろうことを示唆している。このように、政府は、組織化されているカーストについてはその長を通じて、そうでないカーストについては上からの組織化を進めることによって、各カーストを自己の支配体制の中に組み込んでいったのではないかと考えられる。⁽⁵⁵⁾

カースト組織と政府との関係を考察する際に重要なもう一つの問題は、右手対左手という二つのカースト・グループの対立に関する記述の中に現われてくる有力者会議の問題である。ここで両グループの対立について詳述する余裕はないが、ごく簡単に紹介しておく次のようである。⁽⁵⁶⁾即ち、十七世紀半ばから十九世紀半ばまで、南インド各地で右手・左手と呼ばれる二つのカーストグループが、特定の道路、色、歌謡、馬などの使用権や他の諸慣習をめぐって激しく対立していた。マイソール地域では、右手は十八カースト、左手は九カーストで構成され、指導的カーストは右手がパンチャムリバニゲとコーマティの両商人カースト、左手が五種の職人から成るパンチャラと商人カーストのベリ（ナーガラットラ）であった。⁽⁵⁷⁾この場合重要なのは、個々のカーストの長が、自分では処理できないような問題についてはそれをグループの指導的カーストのHCに申告し、後者がグループ内の有力者達を召集して裁定を下したという点である。ブキャナンによれば、その裁定は絶対的であり、それに従わないようなものはおらず、また政府もその有力者会議の裁定を積極的に支援したという。⁽⁵⁸⁾しかも、政府は先にみたように右手の指導的カーストである両商人カーストのHCに対して免税特権を与えている。ここでいうところの「グループ内の有力者達（most respectable men）」の会議がカースト長会議であるかどうかは明記されていないが、これと同様な機能を果たしたカースト長会議の存在がマドラスについて報告されており、⁽⁵⁹⁾筆者も、ポンディシェリにおけるカースト長会議について別の機会に報告している。⁽⁶⁰⁾ポンディシェリの場合は、各カーストにいる長のうち、有力カーストの長が集まって会議を開き、インド社会内部の問題を合議した。この町を植民地都市としていたフランス東インド会社の総督は、このカースト長会議を通じて税を徴収し、あるいは資金を調達していた。先の「グループ内の有力者

達」の会議も、おそらく同様なカースト長会議であったと考えてよいだろう。

以上のように、政府は個々のカーストの長や、複数カーストグループの合議機関を通じて、各カーストの構成員である個人に対して支配を及ぼしていた。この個人への支配は、個人の生活の場であるところの村落の長の任命によって、さらに補強される。即ち、地域レヴェルⅡカーストと村落レヴェルⅡ村落の両方の長を通じて個人への支配が行なわれていたと言えよう。

おわりに

十九世紀初頭の一調査旅行記にみられる個人と社会組織・社会集団、特にカーストのあり方は以上のようなであった。⁽⁶¹⁾この後、少なくとも第四次マイソール戦争後に会社の支配下に入った地域においては、カーストの長からカースト追放の権限や紛争の処理権限を剝奪するなど、その権限を制限する方針がとられた。⁽⁶²⁾こうした政策によって、あるいはその後の会社の土地政策の過程で、従来のカースト組織がどのように対応したのかという問題は、筆者の今後の課題である。

最後に次の点を強調して、本稿を終えたい。それは、本稿でみたように、個人の諸活動全般に渡ってカーストが強い規制を及ぼしていたとするなら、そしてそれが他の地域、時代についてもある程度共通のものであったとするなら、従来のインド経済史研究において主要な関心事であった個々の地片に対する個々人の関係（地主・小作関係）というものも、それぞれの属するコミュニティ（カースト）相互の関係によって、大きく規定されていたは

ずであるという点である。即ち、従来、ともすれば切り離されて論議されがちであった土地への権益関係というもの、婚姻・会食規制、儀礼的な上下関係、ジャジマニ制をはじめとするコミュニティー対コミュニティーの関係の表われ方の一局面——最も重要な局面ではあるが——にすぎないということになる。その意味で、我が国において十分に関心の払われてこなかったカースト研究を、今後早急に進めていく必要があると思われる。

(東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所助手)

註

- (1) D. Arnold, R. Jeffrey, J. Manor, *Caste Associations in South India: A Comparative Analysis, Indian Economic and Social History Review* (hereafter *IESHR*), XIII-3, 1976. R.L. Hardgrave, *The Nadars of Tamilnad*, Berkeley, 1969. D. Washbrook, *The Development of Caste Organisation in South India 1880-1925*, C.J. Baker and D. Washbrook, *South India: Political Institutions and Political Change 1880-1940*, Delhi, 1975.
- (2) 以下、この旅行記を出典としている場合には、巻数とページ数のみを示す。たとえば第二巻四〇六ページの場合、II, 4-6とする。
- (3) この旅行記を利用して、バラモンの宗教組織について高橋孝信が発表しているので、本稿ではバラモンを検討の対象から除外する。高橋孝信「近代の記録にみる南インドのバラモンの宗教組織について」『南アジア農村社会の研究4』、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、一九七九年。
- (4) 本稿で参考にしたカースト関係の記述が行なわれている地点は、以下の通りである。
Bangalore, Walur, Colar, Calura, Silagutta, Chica Bala-pura, Doda Bala-pura, Tonday-Bava, Madhu-giri, Sira, Tumcaru, Hejuru, Marru-hully, Taiuru, Hanuru, Sati-mangalam, Moducun Dery, Coimbatore.
- (5) ブキャナン自身も、同様のことを記述している。I, 80.
- (6) I, 80.
- (7) バラモンのグル(スマールタ・セクト)とHCとの関係について、ブキャナンは次のように述べている。「スマ

ールタリブラーフマンのグルは、その信者達(followers)に
対してあまり注意を払わず自由にさせている。グル達は、
低カーストの者がカースト規律を破っても、その処罰はH
Cに任せている。ただし、HCが自ら望んだ場合には、違
反者を処罰する。それ以外については、布施さえもらえば
干渉しない。」I, 307.

(8) I, 268.

(9) I, 298. なお、この引用にみられるように、政府は、
従来の世襲的村長を請負人的村長に置き換えようとしてい
る(同様な記述は、I, 268, 388, II, 64, 65, 90, 110,
111, 150, 165, 213-216 にもみられる)。当時の南イン
ドで、例外的に強力な中央集権体制を保持したといわれるテ
ィーポ政権の村落支配のあり方を示すものとして興味深
い。

(10) シヴァチャリーリヤ・ヴオッカリガ (Siv'Acharya Wo-
cunga) であり、自ら、マイソール地域の耕作者の中で、
はるかに高い地位にあると称している。II, 144-145. I,
257-259.

(11) 両者の扱う範囲について、イギリス支配初期に、司法
行政をどのようにするかという問題との関連で議論がなせ
られ、財産問題や個人的権利については村長やアーミルダ
ー、村書記が、カーストや宗教的問題についてはカースト

長がそれぞれ扱うとされたようだ。 *Papers regarding
the Village Panchayat and Other Judicial Systems
of Administration (1812-16)*, Madras, 1916.

(12) バラモンについては、高橋孝信前掲論文。

(13) II, 64.

(14) II, 216.

(15) I, 298, 388.

(16) ブキャナン報告には、あるカーストがいずれのヴァ
ルナに属するのかわかる点について、カースト自身の主張と
他カーストによる評価が記されているが、その多くは全く
食い違っている。たとえば、パンチャム・バニギゲは、ア
ウト・カーストに分類するというバラモンの攻撃を受けて、
しぶしぶスードラであることを認めさせられている。I,
235, 240.

(17) たとえば、山岳や丘陵部に住む少数民族はアウト・カ
ーストとして扱われるようになるが、彼ら自身が自らをア
ウト・カーストと意識していた可能性はまずないと言っ
てよい。ブキャナンも、彼らをアウト・カーストとしては分
類していない。

(18) H.V. Nanjundaya, L.K. Ananthakrishna Iyer, *The
Mysore Tribes and Castes*, 4 Vols, Mysore, 1930-35.

(19) *Ibid.*, III, pp. 229-230.

- (20) *Ibid.*, III, p. 264.
 (21) *Ibid.*, III, p. 275.
 (22) *Ibid.*, III, p. 385.
 (23) *Ibid.*, IV, p. 249.
 (24) I, 256-257.
 (25) I, 259-261. 321-322. 351-352.
 (26) II, 29-29.
 (27) I, 250-251.
 (28) I, 235-243.
 (29) 参考までに、カースト長の名称と、その名称の長をもつカースト数を示す。
 イジャマーン (a) 13
 ゴトゥガル (a) 6
 シッティガル、チッティガル 2
 ガウダ、ガウンダ 7
 ペッダーチエッティ 2
 ペッダーブイ 1
 ベニールシャヴァディ 1
 (a) 重複が一カーストある。
 (30) こうした問題を含め、南インドにおける地理的な広がり、歴史的な変化の問題について、次の論文が示唆に富む。B. Stein, *Circulation and the Historical Geography*

of Tamil Country, *Journal of Asian Studies* (hereafter JAS), XXXVII-1, 1977.

- (31) I, 235-240.
 (32) I, 418-420.
 (33) II, 268-270.
 (34) I, 246-249.
 (35) ブキヤナン報告には、各カースト毎にグルの居所やマッットの所在地が記されている。そこに出てくる地名としては、Bala-pura, Baranahal, Mapakali Conda, Meilar, Gubi, Sarur, Cumbu Conu, Cuddapa, Wadiga-pala, Tripathi, Colar (以上、非バラモンのグルやマットの所在地名) Sri-Rangam, Ahobalum, Seringapatam, Doda Bala-pura, Penu-conda, Bangalore, Sivaganga (以上、バラモンのグルやマットの所在地名) 等がある。
 (36) 応地利明「インド村落研究ノート——とくに十九世紀における孤立・小宇宙的村落観の形成とその崩壊をめぐって」『人文地理』二九巻五号、一九七七年。重松伸司「中世南インドのカースト・「ギルド」・「地域社会」『民博通信』一九八〇—七。小谷汪之「十七世紀デカン地方における在地社会の構造——ワタン体制社会——」『インド史における村落共同体の研究』辛島昇編、東京大学出版会、一九七六年。水島司「南インドの植民地化について——商業

取引面からの検討——」『東京外国語大学八十周年記念論文集』一九八〇年。

- (37) 「カースト組織と在地領主」(仮題)というテーマで、南アフリカのポンド・シエリ周辺地域における両者の関係を検討する予定である。なお、この問題についての基本的な考え方にについては、T. Mizushima, 'Nattars in Pondichery in mid-Eighteenth Century', paper presented to the V International Conference-Seminar of Tamil Studies proposed to be held in Madurai in January 1981.

- (38) タミルの他の地域では、チョーラ期以来の地域単位であるナードゥが、おそくこのマーカーナムに相当したのではないかと思われる。

- (39) S.S. Sivakumar and C. Sivakumar, Class and Jati at Ashtapuram and Kanthapuram Some Comments Towards a Structure of Interests, *Economic and Political Weekly*, Annual Number, February 1979. p. 264.

- (40) 先に検討したカースト規律も、所与の、あるいは不変のものとしてあったのではなく、それぞれの地域におけるカースト相互の関係の中で形成され、変遷してきたものと考えらるべきである。

- (41) T. Mizushima, *op. cit.*

十九世紀初頭マイソール地域の社会組織・社会集団

水島

- (42) たとえば、C・ペイカーは、領主層の権力基盤と民族的紐帯との関係を重視する見方に対して批判的である。

C. Baker, *Tamilnad Estates in the Twentieth Century, IESHR*, XII-1, 1976.

- (43) I, 273-275.

- (44) I, 337-339.

- (45) I, 353.

- (46) II, 26-27.

- (47) II, 5-8.

- (48) II, 152-153.

- (49) I, 235-240.

- (50) I, 256-257.

- (51) I, 257-259.

- (52) I, 273-275.

- (53) その典型的な例は、A⑤のカードゥ・ゴッラである。

請負人であるベニ・シヤヴァディは、ゴッラのいる全ての村へ行き、各戸から年に六ファナム(貨幣単位)を牧草地の利用税として徴収する。カースト成員が住所を移した場合も、この利用税の支払いと出身地の村の寺に対する支払いをしなければならない。家族の一員が分家した場合も、分家した者は元の戸主に対して税の割り当て分を支払わなければならない。元の戸主が何らかの理由で税支払いの義

務を果たせない場合には、ベニーシャヴァディがイジャマーンと呼ばれる移動エージェント (acting agent) を任命して、税の徴収にあたらせる。II, 5-6.

(54) 他の一カーストは、註(10)で述べたシヴァチャーリヤ・ハッソッカリガである。

(55) この点に関して興味深いのは、カースト組織の核となるべき長やグルを欠いているカーストには、アウト・カーストもしくはアウト・カーストらしいカースト (焼畑や採集生活を行なうもの等) が多いという点である。即ち、グルをもたない七カースト中五カースト、HCをもたない十四カースト中七カースト (重複が一カーストある) がそうである。また、HCもカースト内の指導機関もない四アウト・カーストのうち、三アウト・カーストに対して請負人が任命されている。

(56) 両者の対立について、近年幾つかの論文が出ているが、むしろあたり A. Appadurai, Right and Left Hand Castes in South India, *IESHR*, XII-4, 1975. P.A. Roche, Caste and the British Merchanz Government in Madras 1639-1749, *IESHR*, XII-4, 1975. J.J. Brenning,

Chief Merchants and European Enclaves of Seventeenth-Century Coromandel, *Modern Asian Studies*, 11-3, 1977. S.M. Neild, Colonial Urbanism: The Development of Madras City in the Eighteenth and Nineteenth Centuries, *Modern Asian Studies*, 13-2, 1979.

(57) I, 77. なお、マインソール地域内でも、右手グループ内のパンチャム・バニギゲとコーン・ティの対立の方が激しい場合があった。I, 77. II, 29.

(58) I, 80.

(59) 註(56)の各論文参照。

(60) T. Mizushima, *op. cit.*

(61) ハイダル・アリー、ティプー・スルターン政権は、この時期の南インドにおいて例外的に強力な中央集権体制がとられたと言われる政権であった。そのため、本稿でみたようないわば整然としたとも言えるような政府、カースト、村落、個人の諸関係が、他の諸地域にどの程度みられるかどうか点については今後の検討に待たねばならない。

(62) II, 294.